

牛久のわん・にゃんこ



水越家(南7丁目)のマロンちゃん(ミニチュア・ダックス/オス/7か月)

いちごと甘ぐりの大好きなマロン。自分のことを小学生だと思い込んでいる彼は、子どもたちがいると、当たり前のように輪に入り、溶け込んでいます。

※あなたとワンちゃん・ネコちゃんのエピソードを聞かせてください！(100文字程度)
※掲載希望の方は、市環境政策課(☎内線1563)か下記宛先まで、住所、氏名、電話番号に写真とエピソードを添えて郵送または、Eメール(kankyoku@city.ushiku.ibaraki.jp)でお送りください。

応募先 〒300-1292 牛久市中央3-15-1 牛久市役所環境政策課「牛久のわん・にゃんこ係」
市環境政策課のホームページに、ペット110番(犬・ネコ保護・逸走情報)が掲載されています。

お心当たりのある方は、市環境政策課までご連絡ください。



ドッグラン市民無料開放日 5月4日(水・祝)、15日(日)、25日(水)

問い合わせ ツインギー・アンド・パラダイス(猪子町832-5)☎886-6616
※この事業は、ツインギー・アンド・パラダイスのご厚意により、無償で行っています。

利用条件

- ①飼い犬の登録および狂犬病予防注射の接種
- ②混合ワクチンの接種(接種済証明書またはコピーを持参してください)
- ③満20歳以上の飼い主の同伴
- ④施設の審査基準への合格※施設利用の初回には、施設の利用基準に従った審査(しつけ・気性)を受けていただきます。

「牛久市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定しました

市では、少子高齢化や核家族化に伴い動物を飼う市民が増加し、飼育放棄や飼い主のマナーの欠如が問題となっています。また、無秩序な繁殖のため、捨てられ殺処分されるケースがあります。そこで、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向け、「牛久市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定しました。

◎ペットの飼い主の責務

- ・ペットを終生にわたり、飼養しなければならない。
- ・やむを得ずペットの飼育を放棄しようとする場合、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

◎犬の飼い主の遵守事項

- ・犬を飼うとき、市役所へ登録申請し、毎年狂犬病の予防注射をし、鑑札、注射済票を付ける。
- ・丈夫な綱や鎖などでつなぐか、おりに入れて飼い、事故の防止に努める。
- ・散歩のときは、他人に迷惑を掛けず、ふん・尿などを持ち帰る。
- ・飼い主の飼養環境に適した頭数を把握し、みだりに繁殖しないよう不妊去勢手術をする。

◎ねこの飼い主の遵守事項

- ・健康および安全保持の観点から屋内飼いに努める。
- ・みだりに繁殖しないよう不妊去勢手術をする。
- ・飼い主を明らかにするため、ねこに名札を装着するよう努める。

◎飼い主の判明しない犬・ねこの一時預かりおよび譲渡について

- ・市は、県の要請のもと飼い主の判明しない犬・ねこについて一時的に預かり、本来の飼い主への返還に努めるとともに、新たな飼い主を見つけるため施策を講ずる。
- ・飼い主の判明しない犬・ねこを保護し、市に預かりを求める方は、飼い主の有無および飼養の状況について、可能な限り確認に努める。※飼い主の判明しない犬・ねこの一時預かりについては、犬・ねこを保護し、市に引き取りを求める方が、一定期間保護しながら飼い主の確認に努めた上で、それでもなお見つからない場合に、犬・ねこの気性、病気の有無、月齢、預かり先などの支障がない場合に行うものです。

◎災害時の飼養動物の保護

- ・災害時ペットの保護について可能な限りの措置を取る。
※詳しくは、市環境政策課のホームページをご覧ください。